

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
37	運用基準	第4-②	[研修費(2)]市内で開催されているものか	-	-	-
38	運用基準	第4-②	[研修費(3)-①]講師の交通費、宿泊費は実費となっているか	-	-	-
39	運用基準	第4-②	[研修費(3)-②]講師の日当が算入されていないか	-	-	-
40	運用基準	第4-②	[研修費(3)-③]講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
41	運用基準	第4-②	[研修費(3)-④]講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか	-	-	-
42	運用基準	第4-②	[研修費(4)]政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか	-	-	-
43	運用基準	第4-②	[研修費(5)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
44	運用基準	第4-②	活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか	○	○	○
45	運用基準	第4-②	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○
46	運用基準	第4-③	[広報費(1)]広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
47	運用基準	第4-③	[広報費(2)]報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
48	運用基準	第4-③	[広報費(3)]広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
49	運用基準	第4-③	[広報費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
50	運用基準	第4-③	[広報費(5)]広報内容の具体的な例に該当しているか	-	-	-
51	運用基準	第4-③	[広報費(6)]取り扱うことのできない各事例に該当していないか	-	-	-
52	運用基準	第4-③	実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか	-	-	-
53	運用基準	第4-③	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
54	運用基準	第4-④	[広聴費(1)]報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
55	運用基準	第4-④	[広聴費(2)]参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか	-	-	-
56	運用基準	第4-④	[広聴費(3)]印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
57	運用基準	第4-④	[広聴費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
58	運用基準	第4-④	活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか	-	-	-
59	運用基準	第4-④	支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
60	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(1)]報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか	○	○	○
61	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	○	○	○
62	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-②]日当が支給されていないか	○	○	○
63	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
64	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
65	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
66	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
67	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
68	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
69	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(3)]印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
70	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
71	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(5)]内容の各事例に該当する報告であるか	○	○	○
72	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(6)]要請先として相当すると認められる要職者であるか	○	○	○
73	運用基準	第4-⑤	活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか	○	○	○
74	運用基準	第4-⑤	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○

※ 条例第10条第2項又は第3項による実績報告書を提出すべき期限
 ※ 今回の実績報告書が提出された日
 ※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

平成28年 3月 31日
 平成28年 1月 5日
 平成28年 3月 9日

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートB(会派担当者用)

会派等名 【 金田 琮仁議員 】 上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考

訂正合計	0 箇所	0 円
訂正項目別内訳		
【調査研究費】	0 箇所	0 円
【研修費】	0 箇所	0 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	0 箇所	0 円



7 総務第 3 9 4 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

金田 琮仁 様

京丹後市長 中 山



政務活動費交付確定通知書

平成 2 8 年 3 月 1 5 日付けで実績報告の提出を受けた平成 2 7 年度政務活動費下半期（1 0 月から 3 月）について、下記のとおり確定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 7 0, 3 9 0 円

様式第7号 (第7条関係)

政務活動費交付請求書



請求金額				¥	7	0	3	9	0	円
------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

※右づめにて、金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、平成27年度政務活動費

	上半期 (4月から9月)	○	下半期 (10月から3月)
--	--------------	---	---------------

平成28年3月25日付け7総務第3944号により交付決定(額の確定)通知のあった政務活動費について、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により請求します。

平成28年4月1日

京丹後市長 様

会派名

代表者名

印

(電話)

無会派議員名

金田 琮仁

(電話) 0772-62-0436

なお、次の口座に振込願います。

金融機関	[Redacted]		[Redacted]
預金種別	[Redacted]	口座番号	[Redacted]
フリガナ	[Redacted]		
口座名義人	[Redacted]		

担当者
確認印 [Redacted]